

第3回口頭弁論（宮内）、第1回口頭弁論（溝川）報告

< 3月23日口頭弁論概要 >

本日3月23日奈良NHK裁判口頭弁論が奈良地裁で行われました。

当初の予定では、宮内裁判（宮内原告、昨年7月21日提訴）の第3回口頭弁論が11時から、集団訴訟1次（原告45人、昨年12月27日提訴）の第1回口頭弁論が11時15分から別々に行われることになっていましたが、裁判官の意向で、これらが併合して行われました。（併合審理は、当方原告弁護団からの申し立てに応じたものです。）

次回口頭弁論は6月19日（月）14時～と決まりました。

1. 宮内裁判に関して、冒頭佐藤真理弁護団長が総括的な陳述を行い、特に被告NHKが前回第2回口頭弁論時に原告準備書面の主張に反論する必要を認めないと陳述したことに対し、次の事項に応えるよう釈明を求めました（原告の主張に反論することを求めるた）。

- ① 放送受信料が「特殊な負担金」であれば、法律用語でもなく、法制化された用語でもないとの原告の主張に対する反論
- ② 地上波TV放送を月間半分以上行わなかった場合は、受信料を徴収しないことを受信規約で規定している。これは受信と受信料支払いに対価性があることをNHK自身が認めていことではないのか。
- ③ 放送受信料について、カラー受信と白黒受信との間で、料金差が設けられていることは、受信料が放送サービスに対する対価であることと理解される。これを否定している被告の主張の整合性を明らかにする。

2. 続いて星弁護士が、放送法違反事例2件を陳述しました。

- ① 核兵器禁止条約交渉を開始する国連決議に日本が反対したことに関するNHK報道（2017年10月28日ニュースウオッチ9）の問題
- ② 慰安婦問題に関する「クローズアップ現代+」（2017年1月24日放送）の問題

3. 集団訴訟1次の第1回口頭弁論を安藤弁護士が行いました。

① 請求の趣旨

- ・ ニュース報道番組において、被告NHKには、放送法第4条を遵守して放送する義務があることを確認する。
- ・ NHKには、自ら定めた「国内番組基準」を遵守して放送する義務があることを確認すること。

③ 請求の原因

- ・ NHKには、放送法や、国内番組基準で定められた基準をクリアした放送番組を、視聴者に対して放送する義務がある。

- ・受信契約が義務付けられるのは、NHKが、放送法に基づいた公平な放送をすると定められていることに根拠がある。
- ・放送法は、NHKに対して、公平な放送をすることを義務付けている。
 - ・NHK自らが定めた「国内番組基準」において、「政治上の諸問題は、公正に取り扱う。」「論争・裁判」では「意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。」と定められている。
 - ・それにもかかわらず、NHKは、あきらかに放送法第4条、自ら定めた国内番組基準に違反した放送をしている。
 - ・ニュース報道番組において、放送法第4条や自ら定めた国内番組基準が遵守されない状況が是正されず、ふたたび大本営発表のような不公正な放送がなされることを恐れ、本裁判を提起した。

4. 最後に原告池田氏が意見陳述をしました。

- ①高校理科専任教諭の仕事の中で、NHKの教養番組、サイエンス特集を理科教養として活用してきた。また、一般素養として、社会的また政治的ニュースに、特に平和と人権に関するニュースに興味と関心を持ってきた。
- ②しかし ETV2001 「戦争をどう裁くか」の第2回「問われる戦時性暴力」には違和感を持った。これは、戦争中の「慰安婦」問題など日本軍による性暴力の実態を検証しようとしたものであったが、NHK が自民党国会議員の発言を「忬度して…、その結果修正を繰り返して改編が行われた」と政治介入があったことがのちに明らかになった。さらに BPO 放送倫理検証委員会が、「この改変は公共放送の自主・自律を危うくし、視聴者に放送の真実に重大な疑念を抱かせた」と、意見書を出した。この事件以降、社会的・政治的または歴史的問題について、NHK は真実を報道しているだろうか？ 今後 NHK が、自民党議員やそのときの政権からの有形無形の圧力に抗して、どのように報道しているか、このことが大きな関心事になった。
- ④ 2017年1月24日放送のNHK番組「クローズアップ現代+、韓国・過熱する“少女像”問題 初めて語った元慰安婦」報道の問題。
- ⑤ 榊井前会長時のNHKのニュース報道に関する多くの問題
- ⑥ 最後に、NHK が放送法第4条を本当に遵守して放送するようになることを求める。

以上